

沿岸漁業における「新たな資源管理」の 実践・強化に向けた特別決議

近年、海水温の上昇等海洋環境の激変により、水産資源や漁場の形成が大きく変動し、わが国沿岸漁業の漁獲量が減少している。前浜へ来遊する資源を利用してきた沿岸漁業・漁村への影響は多大であり、未曾有の深刻な危機にさらされている。

こうした厳しい環境に対し、我々 J F グループは、来遊資源のフル活用をはじめ、あらゆる手段を講じて活路を見出しながら、新たな水産基本計画の下、これまで以上に自らの課題として資源管理を実践していく決意である。

今後、コロナ禍を乗り越え、T A C による資源管理の実践にあたっては、新たな水産基本計画でもあらためて位置付けられたとおり、漁業者の理解と協力を得た上で進めていくことが大前提である。

そのため、T A C の実施にあたっては、国はあらかじめ関係する漁業者に十分かつ丁寧な説明を行い、漁業調整委員会等の場で議論を尽くすなど、浜と十分な協議を重ね、理解が整ったものから進めるとともに、遊漁による資源への影響把握や漁業と一貫性のある資源管理措置を推進することを、強く求める。

あわせて、T A C を遵守するための特別な取組や、直面する経営困難な状況を乗り越えるための新たな支援策を含めた対策等の充実・強化を、国に強く求めるものである。

以上、決議する。

2022年6月23日